

「改修工事に於ける塗材の残留アスベスト対処方法のセミナー」講習会 質疑回答

開催日：平成30年2月26日（月）

<質問1>（意見）
第1部関連 県内の行政で指導内容に大きな違いが生じている。県内の北の方にある政令指定の市では、指針も何も示さずに、こちらから投げかけた質問に対して何等かの意見を言うてくるだけの状態です。（6条但し書きの工法においても、防護服の着用を求められています。） マンション管理組合に大きな負担をしいる内容であるにも関わらずにです。 県内の行政で連携を取って頂き、なるべく指導内容が統一されることを望みます。（テスト施工を要求される際の補助金など）
<回答1>
今後も、県・政令市での情報共有に努めます。

<質問2>
第1部関連 塗膜の付着力を確保し、塗り重ねを選択しても、バクレツやヒビ割れの補修時、壁つなぎの穴あけ時に塗膜に影響があるため、レベルⅡの作業になってしまいます。 全面剥離でない場合もレベルⅡ相当の養生等を実施する必要があるのでしょうか。
<回答2>
大気汚染防止法では、吹き付け施工された仕上塗材を除去する場合は、部分的であってもレベルⅠの作業に該当します。ただし、その工事内容や作業方法によっては、隔離養生を不要とする場合もありますので、工事場所を所管する行政機関にご相談ください。

<質問3>
第4部関連 足場内側のプラスチックルート養生はどのように行ったのでしょうか。また、概算費用は、㎡当たりどの程度でしょうか。
<回答3>
足場縦地などに両面テープをしこみ0.1mmのプラスチックシート0.1を貼付けその後ガムテープで補強留めをしていくやり方となります。平米単価は設計単価で1400円程度かと。

<質問4>
第4部関連
養生材を「汚染の無い状況を示せる」とは、どのような方法でしょうか。
<回答4>
セミナー時にお話ししたのは「汚染のない状況を示せる」ではなく示すことができれば産業廃棄物として捨てられるという日本建築仕上材工業会の技術指針を参考にすることもできるのではないかと問いかけた次第です。示す方法は法令や条例に決まったものではなく、目視以外の方法は考えづらいですが、分析もひとつの検討事項のひとつかと存じます。弊社は産廃扱いで処分した実績はありません。

<質問5>
第4部関連
アスベストマスクのフィルターを交換する頻度はどの程度でしょうか。
<回答5>
約1日1回(弊社使用興研電動ファンマスクでは7.5時間)としています。各社メーカーにより性能は違いますが、粉塵の飛散状況により目視や呼吸状態により判断いたします。

<質問6>
第4部関連
民間マンションでの大規模修繕での実績はございますか。
<回答6>
民間マンションではありませんが、民間アパートではあります。